

戸吹スポーツ公園 ボランティア募集要綱

1 施設でのボランティア活動をご希望される方へ（概要のご説明）

スポーツコミュニティ戸吹（以下管理者）が指定管理者として運営する戸吹スポーツ公園（以下公園）において、ボランティア活動をしていただくにあたっては、ボランティアの活動申し込みをお願いしています。

申込をいただいた個人または団体（以下「申込者」）の登録について検討させていただき、登録許可となった申込者に「ボランティア」として、公園でのボランティア活動をしていただくことになります。

ボランティアに応募する場合には、あらかじめボランティアの目的(別紙)などを理解し、関係諸規定を遵守するとした上、申し込みしていただきます。

2 ボランティアの趣旨

「ボランティア」とは、自らの自由な意思に基づき、原則として対価を受けずに（無報酬）、公園所長によって、ボランティア活動を許可され、公園の運営に従事する各施設の職員等の指揮下にて、公園のイベント協力や建物・植栽等の保全、公園の利用者（以下「利用者」）の接遇などを行う者をいいます。

3 ボランティアの応募資格について

ボランティアは、ボランティア活動登録の申し込みをした者のうち、次の（1）～（7）の用件を満たす方に対して許可いたします。

- （1）ボランティアの趣旨を十分に理解できること
- （2）公園の運営上、定められている事項等を遵守できること
- （3）利用者、職員、あるいはボランティア同士など、活動に関わる全ての人と円滑なコミュニケーションを図ることができ、適切な関係を保つことができること
- （4）利用者一人一人の「公園がもつ魅力の体験」を援助することに向けた奉仕活動として積極的な意思を有すること
- （5）自宅から公園までの間の往復経路について、公園の金銭的な援助なしに通うことができる
- （6）18歳以上で心身ともに健康であること
- （7）その他公園が希望するボランティアとしての活動が期待できること

4 ボランティアの活動の範囲（活動内容の趣旨）

ボランティアの活動にあたっては、以下に掲げる範囲内で行っていただくことになります。

- （1）公園での営繕・整備に関する事
- （2）公園のイベント協力に関する事
- （3）その他、公園が必要と認めた事

なお、ボランティアは、公園所長または当該活動の担当職員の指示に従って活動していただくことになります。

また、公園からボランティアに対して必要に応じて隨時、その活動に関して必要な調整及び助言を行う事があります。

5 ボランティアの登録取り消し（登録資格の欠格事由）

登録期間中において活動実績がない場合または遵守すべき義務や誓約事項に違反するなど適切でない行動があつた者は、公園所長の判断により登録を取り消します。

6 ボランティアの費用負担

ボランティア活動に伴つて生ずる食費、交通費等の諸経費は原則としてボランティア自身の自己負担（無報酬）となります。また、活動の内容によっては資材や道具を自己負担で揃えていただきます。

ただし、ボランティアの活動目的を、安全かつ円滑に支援するにあたつて、その活動の危険リスクなどを考慮のうえ、特に対価を必要とすると判断される場合には、公園所長の決議の上、別に諸経費等をお支払する場合があります。

7 ボランティアの弁償責任・損害賠償・危険負担・ケガの保険について

- ボランティアの活動及び自宅から公園までの往復経路において、ボランティア自身の身体及び財産に障害が生じた場合、管理者及び公園はその責任を負いません。
- ボランティアが業務に際して、故意または重大な過失により、管理者または公園等に損害を与えた場合、管理者または公園等は当該ボランティアに対し、損害の賠償を求める事ができ、ボランティア本人がその弁償の責を負うものとなります。
- ボランティアは、利用者及びその家族、公園の職員、その他第三者に対し、故意または過失による事故等で障害又は損害を与えた場合は、賠償の責任を負うものとなります。
- ボランティアの活動に際して、第三者に損害を与えた場合、その損害の賠償については、民法の定めるところにより処理することとなります。
- 活動中のケガ等は公園にて加入している傷害保険を適用します。

8 ボランティアの義務等

（1）守秘義務

ボランティアは、正当な理由がなく、その活動上知り得た管理者、公園、利用者及びそのご家族、公園に勤務する職員等の個人に関する秘密を漏らしてはなりません。また、ボランティア活動の終了後、及びボランティアの解任後においても同様とします。

（2）個人情報の保護と利用

ボランティアは、その活動上知り得た利用者及びそのご家族、公園に勤務する職員等の個人情報を漏らしてはなりません。

ボランティア自身の個人情報については、管理者及び公園は、ボランティアの選考、研修等の育成、活動に伴う行事・イベント等のご案内その他運営上必要とされる事項に関わる目的のみに利用させていただきます。

※活動風景を撮影した写真・動画等は、管理者が広報や事業報告のため使用することがあります。使用を希望されない場合は、事前に職員までお申し出ください。

令和7年12月1日

戸吹スポーツ公園

指定管理者 スポーツコミュニティ戸吹